

第 6314 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 6日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 宅配便による申告書の提出

Q : 申告書は、宅配便で送っても問題ありませんでしょうか？

A : 宅配便で提出する場合は、申告書が税務署に到達した日が提出日となりますので、注意してください。

【解説】

国税通則法では、納税申告書の提出日は、原則として、申告書が税務署に提出された日とされていますが、郵便又は信書便により提出された場合には、例外的に、その通信日付に提出があったものとみなすこととなっています。

この場合の「郵便」とは、郵便事業株式会社が行なう郵便業務をいい、「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき許可を受けた事業者が行う信書便物の送達をいうとしています。

ところで、お尋ねの宅配便は、貨物自動車運送事業法等により「非信書」の書状又は小荷物の運送として分類されることとなっていますので、「郵便又は信書便」には該当せず、原則どおりの取扱いがされることとなります。

したがって、宅配便により申告書を提出した場合には、申告書が税務署に到達した日が申告書を提出した日となりますので、申告書を申告期限内に宅配業者に渡した場合でも、税務署に申告期限後に到達すれば、期限後申告として取り扱われることとなりますので、注意が必要です。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】